

あいち市場化テストガイドライン

平成 21 年 4 月

愛知県総務部

このガイドラインは、「あいち市場化テスト」の制度について、その概要や実施手順などの基本的事項を整理したものです。

今後は、市場化テストの取組みを進めていく中で、検討を重ねながら改訂していきます。

目 次

第1 あいち市場化テストの概要

1. 目 的	1
2. 経 緯	1
3. 制度の概要	2
(1) 民間事業者からの意見募集等	2
(2) 対象業務の選定	2
(3) 競争入札	2
(4) モニタリング	3
(5) 第三者機関	3
4. 期待される効果と基本姿勢	5

第2 あいち市場化テストの実施の手順

①対象業務の選定

1. 対象業務の選定の手順	7
(1) 民間事業者からの意見募集等	7
(2) 対象業務の選定	8
(3) 実施方法の選択	8
(4) マーケティング調査の実施	9

②実施要項等の作成

2. 実施者の決定方法	10
3. 県の関係部署の役割	10
(1) 担当部署	10
(2) 担当部局主管課	10
(3) 総務部総務課	11
4. 実施要項、落札者決定基準の作成	11
5. 実施要項、落札者決定基準に定める項目	11
6. 実施要項、落札者決定基準の確定	15

③入札

7. 入札の実施	16
8. 県内部の情報遮断（官民競争入札のみ）	16
9. 担当部署の企画書の提出（官民競争入札のみ）	16
(1)官の提案経費の算出	16
(2)企画書の提出	17
10. 監理委員会による審査等	17
11. 開札	17
12. 入札結果の公表	18
13. 予算、組織定数の調整	18

④契約・事前準備・モニタリング

14. 委託契約の締結	18
15. 業務開始までの事前準備	19
16. モニタリングの実施	19
(1)実施主体	19
(2)モニタリングのポイント	19
(3)監理委員会の意見聴取	20
(4)モニタリング結果の評価	20
(5)モニタリング結果の公表	20
17. 評価	20
18. 担当部署から不利益な取扱いを受けた場合の申し立て	21

第1 あいち市場化テストの概要

1. 目的

県民ニーズが複雑化、多様化する中、公共サービスの担い手として、着実に成長をしている民間の知恵や得意分野を最大限に引き出し、公共サービスの提供や課題の解決に様々な主体が関わる仕組みを構築していくことが重要である。

本県では、県が直接に担ってきた事務事業について、「民でできるものは民に任せる」を基本姿勢として、民間企業などから広く提案を受け付け、民間開放が可能な業務については、市場化テストの手法を用いて、官と民が積極的に行政運営に参画する「協働」を推進し、県民の満足度を高めるために最も相応しい担い手による業務実施を実現していくことをめざしている。

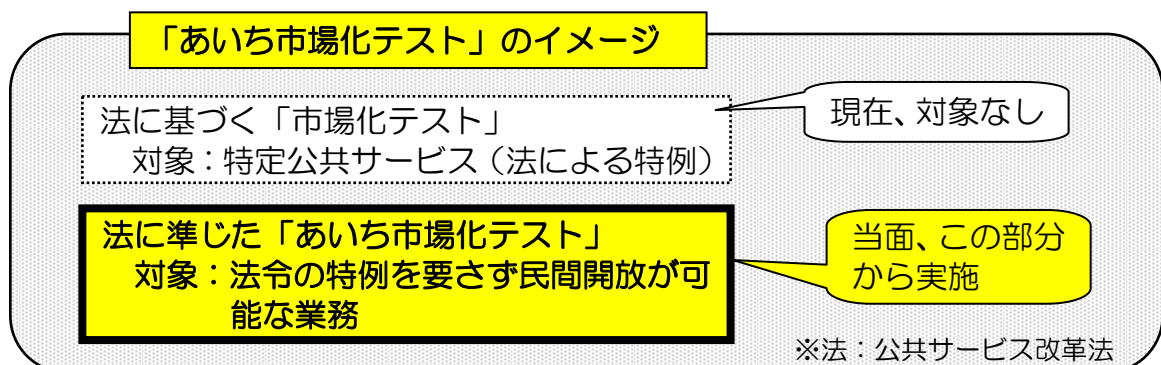
2. 経緯

平成18年7月に、「公共サービス改革法（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律）」が施行されたのを踏まえ、本県では、「あいち行革大綱2005—後半（平成20～22年度）の取組について—」において個別重点取組事項として位置づけ、「民間に委ねることで、サービス水準や効率性の向上、コストの縮減が図られる場合には、積極的に民間開放を進める」ための一つの手法として、市場化テストの導入に向けた取組みを進めてきた。

一方、「公共サービス改革法」に基づく「官民競争入札等」の対象となる特定公共サービスに限られ、都道府県の業務はほぼ該当しない現状であるものの、法令の特例を要しないものは、「公共サービス改革法」に準じて、地方自治法等に基づく「官民競争入札」を実施することができることから、将来的には都道府県向けの特定期公共サービスが拡大されることも見据え、本県では、当面、「公共サービス改革法」に準じた仕組みによる独自の「あいち市場化テスト」の実施を図ることとした。

そこで、その制度設計を行ううえで必要な事項を検証するため、平成19年度から2年間、モデル事業に取り組んできたところであり、その成果を踏まえ、ガイドラインを作成することとした。

※特定公共サービス…民間開放が法令により規制されており、公共サービス改革法に基づく手続きによる場合に限り、法令の解釈が適用され、民間開放を行うことができるもの。



3. 制度の概要

(1) 民間事業者からの意見募集等

民間事業者からの意見募集を実施し、提案内容について、他県の事例や検討内容も参考に、事業者や担当部局と十分な意見・情報交換を行う。

(2) 対象業務の選定

市場化テストの対象業務は、以下の視点により検討して、選定する。

- ① 業務の内容、性質などから、県職員が自ら実施する必要がないもの。
- ② 民に業務を実施できる受け皿が存在しているもの。
- ③ サービスの質の向上とコストの縮減を実現できる有益性が見込めるもの。

※事務事業の見直し、点検等を進める中で、上記3点に該当するが、法令の規制が存在し、民間開放を進めることが困難なものについては、必要に応じて国へ規制緩和などを要望していく。

<慎重に考慮すべき視点>

① 基幹的意思決定の業務

条例・規則等の制定、重要な計画・指針等の策定など、県としての基幹的な意思決定を行う業務は、県が県民から付託された権限により、県民への責任を果たすため、県が直営で行う必要がある。

なお、その補助業務や具体的な施策の実行は、民にできるものは民に任せていく。

② 公権力の行使に当たる業務

私人の権利義務に直接かつ強く制限を及ぼす公権力の行使に当たる、身体や財産に対して直接的に相手方の抵抗を排してまで実行を行使するもの、制限等される権利が重大なもの、制限等を受ける者の範囲が広いものは、県が直営で行う必要がある。

③ 災害等の重大な危機管理などの業務

災害等の危機などに対して、県民の生命・身体・財産の保護活動に伴う業務は、県が直営で行う必要がある。

(3) 競争入札

対象業務について、官民競争入札又は民間競争入札を実施し、最も相応しい者を実施者として選定する。

① 官民競争入札

民間事業者の提案などを踏まえ、県が直接に実施している業務について、その全部又は一部を、官と民が同一の条件の下で、総合評価方式の一般競争入札により実施者を決定する。

② 民間競争入札（民間委託化）

民間事業者の提案などを踏まえ、県が直接に実施している業務について、民に委託することで、現行のコストやサービス水準を上回る効果が期待できる業務について、総合評価方式の一般競争入札などにより実施者を決定し、民間委託化を進める。

（４）モニタリング

業務の実施期間（契約期間）を通じて、業務の適切な実施を確保するため、モニタリングを実施する。

モニタリング結果を踏まえて評価を行い、事業の見直しを含めた対象業務の今後の対応を決定する。

<モニタリングの視点>

- ① 対象業務が適切に実施されているか。
- ② 業務の対象者（利用者）の評価は優れているか。
- ③ その他、業務のレベルアップに向けた新たな工夫などが行われているか。

（５）第三者機関

市場化テストは、第三者機関として有識者で構成する「あいち市場化テスト監理委員会」が制度全体の手続きを通じて監理し、公平性・中立性・透明性を確保する。

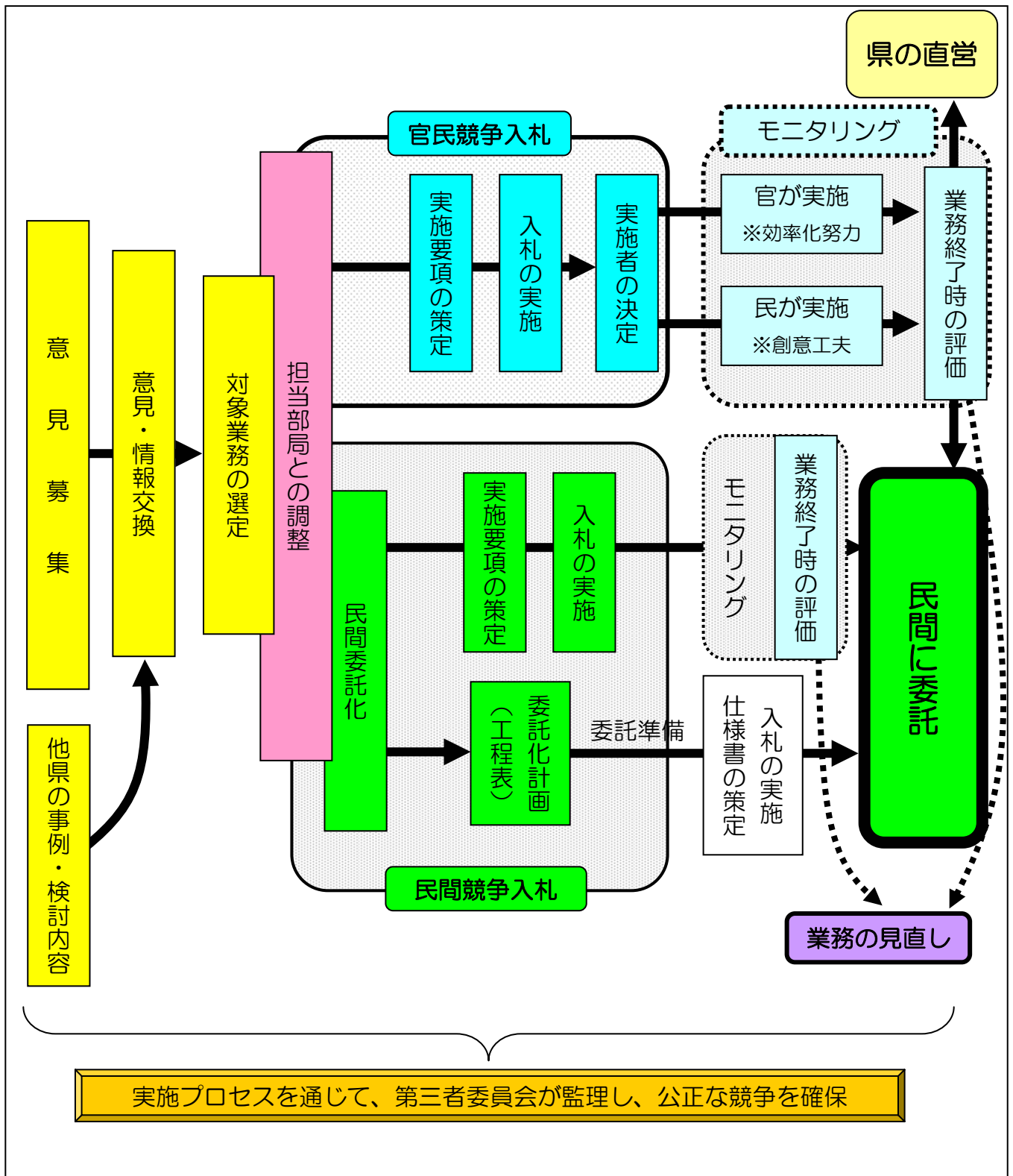
<所掌事項>

- ① 対象業務の選定
- ② 官民競争入札に係る業務の質や内容、入札等の手続、評価基準等を定める実施要項の作成
- ③ 官民競争入札に係る落札者の決定に係る評価内容
- ④ 民間競争入札に係る実施要項、落札者決定に係る評価に対する意見
- ⑤ 事業の実施に係るモニタリング
- ⑥ モデル事業に係るモニタリング
- ⑦ その他市場化テストの公正な競争の確保に関すること

※上記の事項に関連する事項については、「あいち市場化テスト」の効果的な推進を図るため、監理委員会に幅広く意見を聴いていく。

※専門的又は技術的な見地から審議が必要な場合には、対象業務に精通した専門家（臨時委員）の参画を得る。

<あいち市場化テストのフロー>



4. 期待される効果と基本姿勢

市場化テストの導入により、以下の効果が期待できる。

- (1) 県の実施している業務に、競争原理を働かせることにより、サービスの質の向上とコストの縮減を期待できる。
- (2) 民に委託した場合には、民のノウハウが発揮され、県は、人的資源と財源をニーズの高い他の分野へ振り向けることが可能になる。
- (3) 県が引き続き実施する場合においても、民と競い合う中で、業務運営の見直し、効率性の向上、職員の意識改革が期待できる。
- (4) 県と民間事業者が協力して業務実施を図る、官民協働を推進できる。

また、市場化テストの実施にあたっては、以下の基本姿勢に基づいて行う。

＜市場化テストの基本姿勢＞

① 民からの提案による競争原理の導入

県は施策に関する情報（コスト、サービスレベル）を全面的にオープンにした上で、民が県より優れた知恵やノウハウを活かして、県の提供する公共サービス機能の一部を担うための意欲ある提案に対しては、行政への参画を積極的に促す。

② 責任ある行政の堅持

市場化テストは、あくまで行政の守備範囲において、官と民がコストと質の面で競い合い、より優れた実施主体を決めるものであり、民に創意工夫を発揮させるだけではなく、実施者の選定から業務終了までサービスレベルが確保されるよう、行政としての責任を全うする。

また、引き続き行政が業務を実施する場合であっても、常に業務の見直しを行いながら、その責任を果たしていく。

③ 行政の効率化とサービスレベルの確保

市場化テストの実施により、県職員には業務改善への意識改革を促し、組織の活性化を図る。

民間委託化を進める場合には、民間事業者が過度な低賃金労働によりコスト面での優位性を追求することがないように、必要な行政サービスレベルを、質量の両面から明確にする。

○モデル事業を通じた成果

① 官民競争入札の実績

年 度	対 象 業 務	実 施 者	効 果
19年度	旅券申請窓口業務	民間	○委託化により嘱託員14名（受付14名 0名）を削減。
	職員研修業務	県	○運営体制のスリム化により、正規職員2名（5名 3名）、非常勤職員2名（6名 4名）を削減 ○約2,450万円のコスト削減。
20年度	公共職業訓練 （名古屋高等技術 専門学校 O A ビ ジネス科 業務）	県	○習熟度別の訓練、補講の実施、専任訓練指導員による指導 ○企業訪問による求人先開拓、キャリアコンサルタントの活用

② 対象業務の選定を通じた業務の見直し

	業 務	時 期	内 容	効 果
1	県税の徴収業務	20年度から	コールセンターを委託化	県税の納付催告委託化（約1億5千万円の削減）の一環
2	大気汚染規制調査	22年度から	「有害大気汚染物質モニタリング調査」 「アスベスト大気環境調査」を委託化	約2人程度の人員の削減を期待
3	普通職業訓練	21年度から	短期課程「介護ビジネス科」を廃止	2人の職業訓練指導員を削減

第2 あいち市場化テストの実施の手順

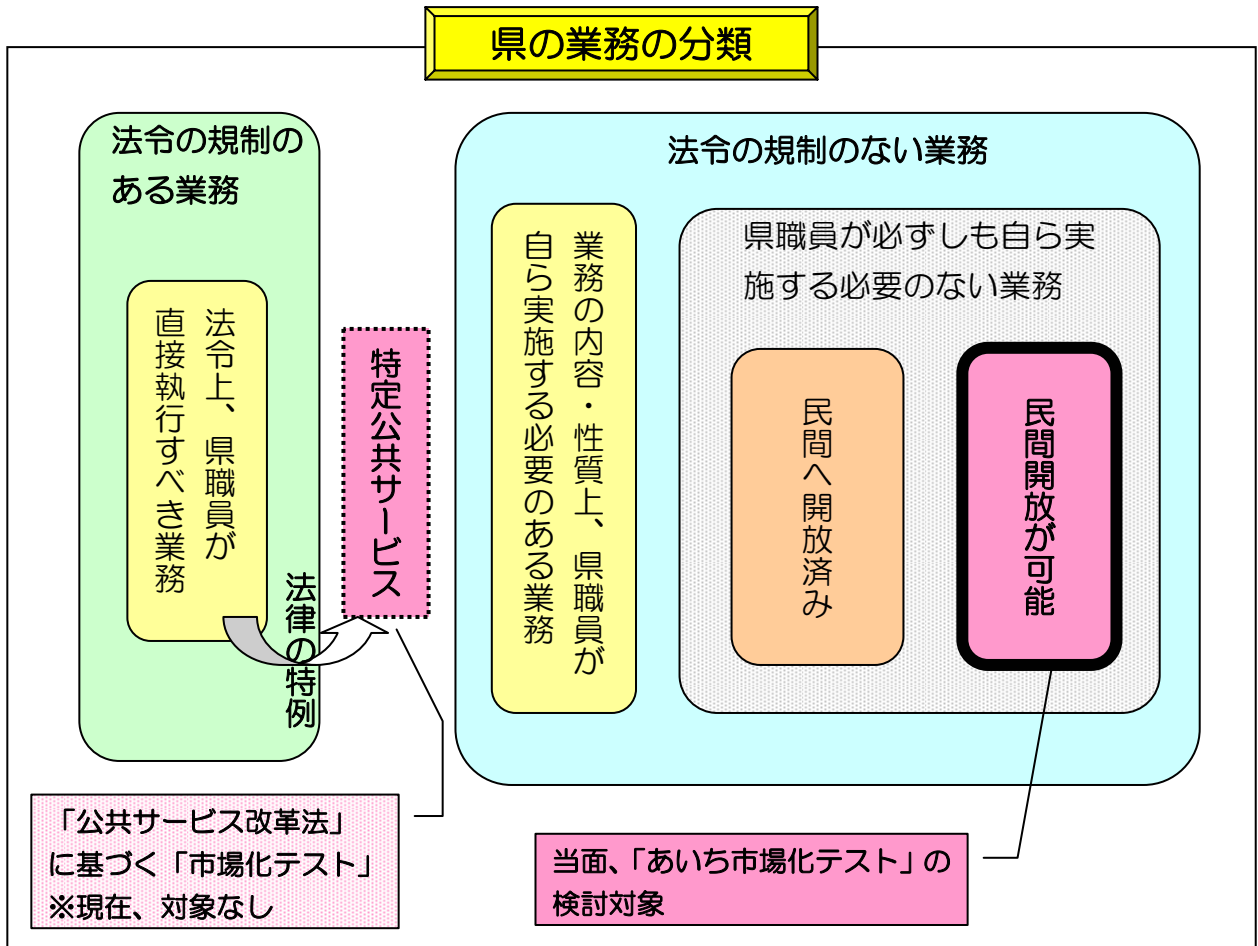
①対象業務の選定

1. 対象業務の選定の手順

対象業務は、監理委員会において、民間からの意見・提案を基に、他県の事例・検討内容も参考に、担当部局との調整を経て選定する。

(1) 民間事業者からの意見募集等

区 分		内 容
1	民間事業者からの意見募集	総務部総務課は、県の業務のうち、民間で実施可能と考えられる業務について、民間事業者などから意見・提案を募集する。
2	民間事業者との意見交換等	監理委員会は、民間から提出された意見・提案や、他県の事例・検討内容も参考に、必要に応じて提案者からのヒアリング、または民間事業者との意見交換を行う。
3	担当部局からのヒアリング	監理委員会は、民間から提案などのあった業務や、他県の事例などの業務に係る民間解放の可能性について、担当部局からヒアリングをする。



(2) 対象業務の選定

総務部総務課と担当部局は、業務内容を分析し、民間委託が可能な業務部分を抽出し、監理委員会において、担当部局との調整を経て対象業務を選定する。

- ※ 県の多くの業務の中には、企画部門や法規制があるなど、県が直営で実施すべき部分が含まれていることから、実際には、業務を「民間委託が可能な業務部分」と「県が直営で行わなければならない業務部分」の二つに切り分ける必要がある。
- ※ また、一方、民間事業者の参入意欲を引き出すためには、対象業務の規模は、企業の投資効果がある程度見込まれる程度の大きさが必要であり、業務の見直しの中で、思い切った、民間委託が可能な範囲の切り出しが重要である。

(3) 実施方法の選択

担当部局は、対象業務について、官民競争入札、民間競争入札のいずれかを選択するのか、総務部総務課と調整する。

区 分	内 容
官民競争入札	○民に十分な受け皿が存在しない（又は少ない）など、民間開放に慎重な判断が必要であるが、官と民が競争することで、サービスの質の向上やコストの縮減が期待できる業務については、官民競争入札の対象とする。
民間競争入札 (民間委託化)	○民間からの意見提案などを受け、担当部局が自ら民間委託化を進めることを決定した業務で、特に適切な業務の履行とサービスの質の確保を図る必要がある業務については、民間競争入札の対象とする。
民間委託化計画 (工程表)による計画的な委託化	○担当部局が民間委託化を進めることを決定したものの、職員の配置転換の問題など数年（2～5年）先を見据えた計画的な対応が必要な場合は、民間委託化計画（工程表）を作成し、監理委員会の審議を経て決定することができる。

※官民競争入札に係る関係部局との調整

官民競争入札は、その結果が予算、組織定数などに影響することから、総務部総務課と担当部局は、対象業務が選定された後、実施方針や落札者決定基準を作成するにあたり、関係部署と十分な調整を行う。

項 目		内 容
1	契約方法	○総合評価一般競争入札により、最も優れた者を実施者とする。 ○官の提案内容を上回る民の提案がない場合には、官が実施者となる。(落札者なし)
2	契約期間	○業務内容の特性を踏まえ、民間事業者が安心して事前の設備投資や体制整備を行い、スキルの蓄積や事前準備ができるなどの効果が見込まれる期間とする。(概ね3年～5年程度)
3	予算上の注意	○官民競争入札の結果、民が落札した場合には、担当部局は、入札価格に沿った契約価格となる委託料の予算を確保する。 ○契約期間が複数年度にわたる場合には、入札を実施する前に、債務負担の予算を確保する(ただし、長期継続契約の対象となる業務を除く。)
4	組織定数上の注意	○官民競争入札の結果、民が落札した場合には、担当部局は、従事職員の定数の削減、又は必要な組織要求を行う。 その際、対象業務に従事していた職員の雇用確保を前提とした適切な定員管理と配置転換により対応する。

(4) マーケティング調査の実施

対象業務の受け皿となる民間事業者が存在するかどうかを確認する必要がある場合には、参入が想定される関連業種の民間企業などに対して、実施可能な業務範囲や希望する契約期間などについて、マーケティング調査を行う。

- ※ 対象業務の選定するにあたっては、民間事業者が実施可能な業務であるかどうか(業務の担い手の有無)、参入障壁はないかを確認することが重要であり、マーケティング調査は大変有効な手法である。
- ※ マーケティング調査では、「対象業務を実施できるか」「関心があるか」といった表面的な項目にとどめず、具体的に実施要項を作成していく過程で、「こういった条件なら受託できるのか」といった突っ込んだヒアリングも重要である。

②実施要項等の作成

2. 実施者の決定方法

区 分	決 定 方 法
官民競争入札	○総合評価一般競争入札による。 ○官民比較の審議は、監理委員会が行う。
民間競争入札	○総合評価一般競争入札による。 ○入札の審議は、監理委員会の意見を聴いて、担当部局の入札審査委員会が行う。

<官民の比較方法（官民競争入札のみ）>

区 分	方 法
官民競争入札	○監理委員会は、民間入札参加者と県の担当部署の提出書類（企画書）を審査、評価し、質と価格の両面で総合的に優れた提案をした者が民の場合は、その者を落札者とする。 ○官が優れている場合には、担当部署が引き続き実施者となる。（落札者なし）

3. 県の関係部署の役割

（1）担当部署

区 分	役 割
官民競争入札	○実施要項に基づき、入札関係書類（企画書）の提出などを行う。 ○実施要項、落札者決定基準等の作成など、入札実施に必要な書類の作成に協力する。
民間競争入札	○実施要項、落札者決定基準等を作成する。 ○民間競争入札を執行する。

（2）担当部局主管課

区 分	役 割
官民競争入札	○実施要項、落札者決定基準等の作成など、入札実施に必要な書類の作成に協力する。 ○担当部署と総務部総務課との連絡調整を行う。
民間競争入札	○部局の入札審査委員会事務局を務める。 ○担当部署と総務部総務課との連絡調整を行う。

(3) 総務部総務課

区 分	役 割
官民競争入札	○監理委員会事務局を務める。 ○官民競争入札を執行する。
民間競争入札	○監理委員会事務局を務める。 ○担当部署との連絡調整を行う。

4. 実施要項、落札者決定基準の作成

区 分	役 割
官民競争入札	○総務部総務課は、監理委員会の審議に基づき、実施要項、落札者決定基準等を策定する。 ○担当部署及び担当部局主管課は、実施要項、落札者決定基準等の作成に協力する。
民間競争入札	○担当部署は、監理委員会の意見を聴いた上で、実施要項、落札者決定基準等を策定する。 ○担当部局主管課は、実施要項、落札者決定基準等の作成に協力する。

5. 実施要項、落札者決定基準に定める項目

「公共サービス改革法」第16条（官民競争入札実施要項）及び第18条（民間競争入札実施要項）を参考に、以下の内容について定める。

<官民競争入札の実施要項に定める項目>

項 目	民間
1. 「官民競争入札」の趣旨及び目的	—
2. 対象業務の内容に関すること	○
(1) 対象業務の詳細な内容	○
(2) 対象業務の実施にあたり確保すべき質（要求水準）	○
3. 契約期間	○
4. 県における対象業務の過去の実施状況に関する情報	○
(1) 実施方法（組織体制、業務フロー等）	○
(2) 実施に要した人員、経費、施設及び設備	○
(3) 事業実績	○

項 目	民間※
5. 入札に関する事項	○
(1) 入札の方式	○
(2) 対象業務の所管部署の参加方法と官民の比較方法	×
(3) 予定価格	○
(4) 入札参加資格	○
(5) 入札手続き及び日程	○
6. 民間事業者が落札した場合に関すること	○
(1) 委託契約の締結	○
(2) 委託金の支払方法	○
(3) 県と受託者の役割分担及びリスク分担	○
(4) 賠償責任	○
(5) 個人情報の取扱い	○
(6) 業務の実施にあたり使用させることができる県有財産	○
(7) 契約の変更、解除	○
(8) 再委託の取扱い	○
(9) 業務担当部署から不利益な取扱いを受けた場合に関する事項	○
(10) 実施期間終了時における業務の引継ぎ	○
(11) その他必要な事項	○
7. 業務担当部署と入札執行部署との間の制限	×
8. モニタリングに関すること	○
(1) 実施主体	○
(2) モニタリングの視点	○
(3) モニタリング項目、頻度	○
(4) 監理委員会への報告	○
(5) モニタリング結果の公表	○
9. その他必要な事項	○

※「民間」欄の「○」は、民間競争入札の実施要項に定める項目を示す。

<官民競争入札の落札者決定基準に定める項目>

項 目	民間※
1. 業務実施者を決定するための評価基準	○
(1) 総合評価の方法	○
(2) 評価項目の詳細及び配点	○
2. あいち市場化テスト監理委員会に関すること	×

※「民間」欄の「○」は、民間競争入札の実施要項に定める項目を示す。

実施要項の主な項目の留意点

2. 対象業務の内容に関すること

(1) 対象業務の詳細な内容

民間の入札参加者が、対象業務の内容を性格に把握できるよう、以下の項目について、詳細に記載する。

- ①対象業務の概要及び範囲
- ②対象者 ※共同事業体による参加の可否について記載する。
- ③実施規模
- ④実施場所
- ⑤業務実施に必要な専門知識、資格、設備等
- ⑥付随する業務
- ⑦その他（業務の繁閑、個人情報の管理等）

※民間事業者の創意工夫がより発揮されるよう、仕様（業務の実施手順等）の特定は、必要最小限にとどめる。

(2) 対象業務の実施にあたり確保すべき質（要求水準）

要求水準は、事業効果を把握しやすくするため、可能な限り、定量的な指標を設定する。

3. 契約期間

※業務内容の特性を踏まえ、民間事業者が安心して事前の設備投資や体制整備を行い、スキルの蓄積や事前準備ができるなどの効果が見込まれる期間とする。（概ね3年～5年程度）

4. 県における対象業務の過去の実施状況に関する情報

※原則として、過去3年間の情報を記載する。

特定の年度において、特殊要因による大幅な変動がある場合は、適宜、説明を記載する。

(2) 実施に要した人員、経費、施設及び設備

① 実施に要した人員

対象業務に直接従事する職員数（非常勤職員を含む。）を記載する。

② 実施に要した経費

現金主義を採る県の公会計と、発生主義を採る民間事業者の企業会計では、コストの範囲が異なるため、現金主義の経費として県予算に計上される情報（人件費、物件費等）だけでなく、発生主義の企業会計における経費算定による情報（退職給付費用、減価償却費）や間接部門費用を合わせた全体経費（フルコスト）を算定し、官と民との公平性を確保する。

※ フルコストを推計する場合、現金主義をとる県では、「退職給付

費用」「減価償却費」の発生主義による間接経費を算入していない現状の違いから、見かけ上、県が直営で実施する場合の経費よりも大きくなってしまふことから、制度の違いを十分に理解し、民間委託化した場合であっても、県側の経費が現実に削減できない部分は、不可避コストとして、委託費には振り向けないなどの工夫を、ケースごとに整理する必要がある。

項 目		推 計 方 法
直接経費	人件費	○対象業務に従事する職員（非常勤を含む）の人件費 ※給料、手当、共済費、福利厚生費等（事業主負担分を含む）
	物件費	○対象業務で実施に係る経費 ※消耗品費、備品購入費、委託費、印刷製本費、光熱水費、通信費、機器リース料、建物賃借料など
間接経費	退職給付費用	○直接人件費に計上した人員に係る費用を計上 ※N年度末に退職した場合の退職金－（N－1）年度末に退職した場合の退職金
	減価償却費	○対象業務の実施にあたり、実施者が調達する必要がある資産に（備品、建物など）係る減価償却費 ※耐用年数に応じて定額法により算出
	間接部門費	○対象業務に関する庶務、管理部門、本庁の指導部門など間接的に関わる部門に係る経費（人件費、物件費、退職給付費用） ※民間委託した場合に削減される部分の経費 ※算定の範囲は、対象業務への関与の度合いに応じて判断 ※人員等は、業務量に応じて按分等により算出
	その他	○その他、対象業務の内容、性質などから算定すべき経費

③ 実施に要した施設及び設備

業務の実施において使用した建物、設備及び主要な物品について記載する。

(3) 事業実績

要求水準に対応する実績等を記載する。

5. 入札に関する事項

(3) 予定価格

※予定価格は、税込み価格とする。

(4) 入札参加資格

- 知識、能力、財務的基礎、技術的基礎などを考慮し、業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要最小限の入札参加資格を個別具体的に記載する。
- 「公共サービス改革法」第10条を参考に、欠格事由を設定する。

(5) 入札手続き及び日程

- ① 提出書類は、以下のとおりとする。

民間入札参加者	○入札書 ○企画書 ○添付書類（財務諸表、会社案内、就業規則など）
県の担当部署	○企画書

- ② 手続き期間の確保

日程の設定は、十分な手続き期間を確保するとともに、説明会の開催等により、入札手続き等の周知に努める。

- ③ 入札参加者の質問等

入札参加者に対しては、実施要項等の内容について、入札関係書類の提出期限前に、質問の機会を設け、業務内容の情報提供に努めるとともに、質問内容及びそれに対する回答を公表するなど、手続きの公平性、透明性を確保する。

落札者決定基準の主な項目の留意点

1. 業務実施者を決定するための評価基準

(2) 評価項目の詳細及び配点

評価基準は、評価が可能なように定量的、客観的なものとする。

※社会的責任や、県の施策との整合性にも着目し、例えば環境への取組みや障害者雇用への取組みなどについて、評価に反映させるよう工夫する。

6. 実施要項、落札者決定基準の確定

区分	役割
官民競争入札	○実施要項案、落札者決定基準案は、監理委員会の審議を経た後、民間事業者等から意見募集を行い（10日程度）、必要に応じて見直しを行った上で確定させる。
民間競争入札	○実施要項案、落札者決定基準案は、監理委員会の意見を聴いた上で、民間事業者等から意見募集を行い（10日程度）、必要に応じて見直しを行った上で確定させる。

③入札

7. 入札の実施

区 分	役 割
官民競争入札	○入札執行部署（総務部総務課）は、入札公告を行うとともに、実施要項、落札者決定基準を公表する。
民間競争入札	○入札執行部署（担当部署）は、入札公告を行うとともに、実施要項、落札者決定基準を公表する。

※公表にあたっては、出納事務局の入札情報、担当部局のホームページ、総務部総務課ホームページ（市場化テストのページ）に情報を掲載するなど、民間の入札参加者が閲覧しやすい環境を整える。

8. 県内部の情報遮断（官民競争入札のみ）

官民競争入札における公正性を確保するため、対象業務の担当部署において入札参加事務に従事する職員と、入札執行部署（総務部総務課）において入札事務に従事する職員との間において、以下の情報遮断を設ける。

<情報遮断の概要>

項 目	内 容
1 遮断の内容	○民間事業者の提案内容など「官民競争入札」の公正な競争を阻害する（又は恐れのある）情報の交換。 ○ただし、評価に直接関わらない事実確認等は除く。
2 遮断期間	○実施要項、落札者決定基準の公表から開札まで。
3 違反が発覚した場合の措置	○情報遮断制限に違反した事実が発覚した場合には、対象業務の所管部署の提案は無効とし、民間競争入札へ移行する。

9. 担当部署の企画書の提出（官民競争入札のみ）

区 分	内 容
官民競争入札	○県の担当部署は、入札は行わないが、民間入札参加者と同様の入札関係書類（企画書）を、入札時に提出する。

（1）官の提案経費の算出

- 対象業務の担当部署は、業務改善によるコスト削減効果も踏まえ、業務の実施に要する経費を算出する。
- 算出する項目は、民間の入札参加者との競争条件を同一とするため、実施要項の「予定価格」「実施に要した経費」と同様に、企業会計の考え方により算出した額（発生主義による間接経費を加えたもの）とする。

(2) 企画書の提出

- 県の担当部署は、入札は行わないが、実施要項に基づき、民間入札参加者と同様の入札関係書類（企画書）を作成し、入札時に入札執行部署（総務部総務課）へ提出する。

10. 監理委員会による審査等

区 分	役 割
官民競争入札	<ul style="list-style-type: none">○監理委員会は、対象業務の担当部署及び民間の入札参加者が提出した企画書等について評価を行う。○監理委員会は、評価にあたって、必要に応じ、対象業務の担当部署及び民間の入札参加者からヒアリングを行い、提案内容の確認を行う。
民間競争入札	<ul style="list-style-type: none">○対象業務の担当部局主管課は、部局の入札審査委員会において入札参加者が提出した企画書等について評価を行う。○その評価結果について、監理委員会の意見を聴き、必要に応じて見直しを行う。○監理委員会は、必要があれば、直接、入札参加者からヒアリングを行い、提案内容の確認することができる。

11. 開 札

入札執行部署は、入札書を開札し、価格点と技術点を合わせた総合評価点を算出し、最高点となった者を業務実施予定者と決定する。

区 分	役 割
官民競争入札	<ul style="list-style-type: none">○民間の入札参加者が県の評価点を上回った場合には、その最高点となった者を落札者（業務実施予定者）として決定する。○県の評価点を上回る民間の入札参加者がいない場合は、「落札者なし」として、担当部署が引き続き業務実施者となる。
民間競争入札	<ul style="list-style-type: none">○総合評価点が最高点となった者を業務実施予定者と決定する。

12. 入札結果の公表

入札の結果、業務実施予定者が決定したときは、出納事務局の入札情報、担当部局のホームページ、総務部総務課ホームページ(市場化テストのページ)において、速やかに公表する。

<公表の項目>

民間事業者が落札した場合	① 落札者の氏名又は名称 ② 落札金額 ③ 落札者の評価点及び決定の理由 ④ 業務の具体的な実施体制、実施方法の概要(企画書の概要)
県が引き続き業務実施者となった場合	① 提案金額(業務の実施に要する経費) ② 評価点及び決定の理由 ③ 業務の具体的な実施体制、実施方法の概要(企画書の概要)

13. 予算、組織定数の調整

区 分	役 割
官民競争入札	○担当部局は、入札の結果に応じて、予算、組織定数について必要な措置を講ずる。 ○その際、総務部総務課も、担当部局と連携して必要な調整を行う。
民間競争入札	○予め民間委託化に伴う予算、組織定数について、必要な措置を講じる。

④契約・事前準備・モニタリング

14. 委託契約の締結

- (1) 民間の入札参加者が落札し、業務実施予定者となった場合は、県(担当部署)と業務実施予定者との間で委託契約を締結する。
- (2) 総合評価により評価した性能等については、契約書にその内容を記載し、その履行を確保する。
- (3) 委託契約を締結したときには、以下の項目について担当部局のホームページ、総務部総務課ホームページ(市場化テストのページ)において、速やかに公表する。

<公表する項目>

① 契約の相手方の氏名又は名称 ② 契約の相手方の住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) ③ 業務の具体的な実施体制、実施方法の概要(企画書の概要) ④ その他

15. 業務開始までの事前準備

担当部署は、業務実施予定者による業務開始までに、十分な期間を確保して事務引継ぎを行い、業務実施予定者が十分な事前準備ができるように協力する。

※ 特に窓口業務については、業務実施の初日から100%の対応を求められることから、事前準備を十分に行っておくことが必要である。

※ 一方、業務委託では、委託者は受託者の社員に対して、直接の指揮監督権限がないことから、行き過ぎた指示が偽装請負に該当する場合がありますので、十分な配慮が必要となる。

担当部署	○モニタリングの実施方法の決定 ○業務の適切な実施を確保するため、事務引継ぎなどの必要な事項
業務実施予定者	○契約書、企画書等に沿った確実な業務実施のための事前準備 ○県の担当部署との緊密な連絡体制の確保

16. モニタリングの実施

業務の適切な実施を確保するため、モニタリングを実施する。

(1) 実施主体

業務実施者		モニタリングの実施主体
民間事業者		対象業務の担当部署
県（担当部署）	本庁	対象業務の担当部局主管課
	かい	対象業務の担当部局主務課

(2) モニタリングのポイント

視 点		内 容
1	対象業務が適切に実施されているか。	○確保されるべき質（要求水準）の達成状況 ○企画提案された内容の達成状況
2	業務の対象者（利用者）の評価は優れているか。	○対象者に対するアンケート調査の結果
3	その他、業務のレベルアップに向けた新たな工夫などが行われているか。	○業務のレベルアップに向けた新たな工夫などの有無

(3) 監理委員会の意見聴取

担当部署は、モニタリング結果をまとめたときには、監理委員会へ報告し、意見を聴いて必要な見直しを行う。

(4) モニタリング結果の評価

監理委員会の意見を踏まえ、担当部局はモニタリング結果の評価を行う。

(5) モニタリング結果の公表

モニタリング結果は、担当部局のホームページ、総務部総務課ホームページ(市場化テストのページ)等において、速やかに公表する。

17. 評価

対象業務の今後の取扱いを決定するため、担当部局は評価を行う。

<評価>

評価		内容
A	優れている	従来と比べ、実施状況・事業効果ともに向上、コストの削減効果が見られる。
B	適切である	従来と同程度。
C	問題がある	従来の実施状況・事業効果ともに劣り、コストも過大にかかる。



<今後の取扱い>

区分	評価	今後の対応の例
民間事業者が実施者	A、B	民間事業者への業務委託の継続。 ----- 適切な業務の履行及び十分な質の確保が見込めるような場合は、通常の競争入札へ移行。 ----- 引き続き価格と質を総合的に勘案する必要がある場合は、総合評価一般競争入札を継続。
	C	今回の評価では、民間事業者に引き続き委ねることの判断が困難な場合は、再度官民競争入札を実施。 民間事業者に委ねた結果、県民サービスに大きな支障が生じることが明確になった場合は、県直営に戻すこと、又は業務の必要性も含めて、改めて検討。

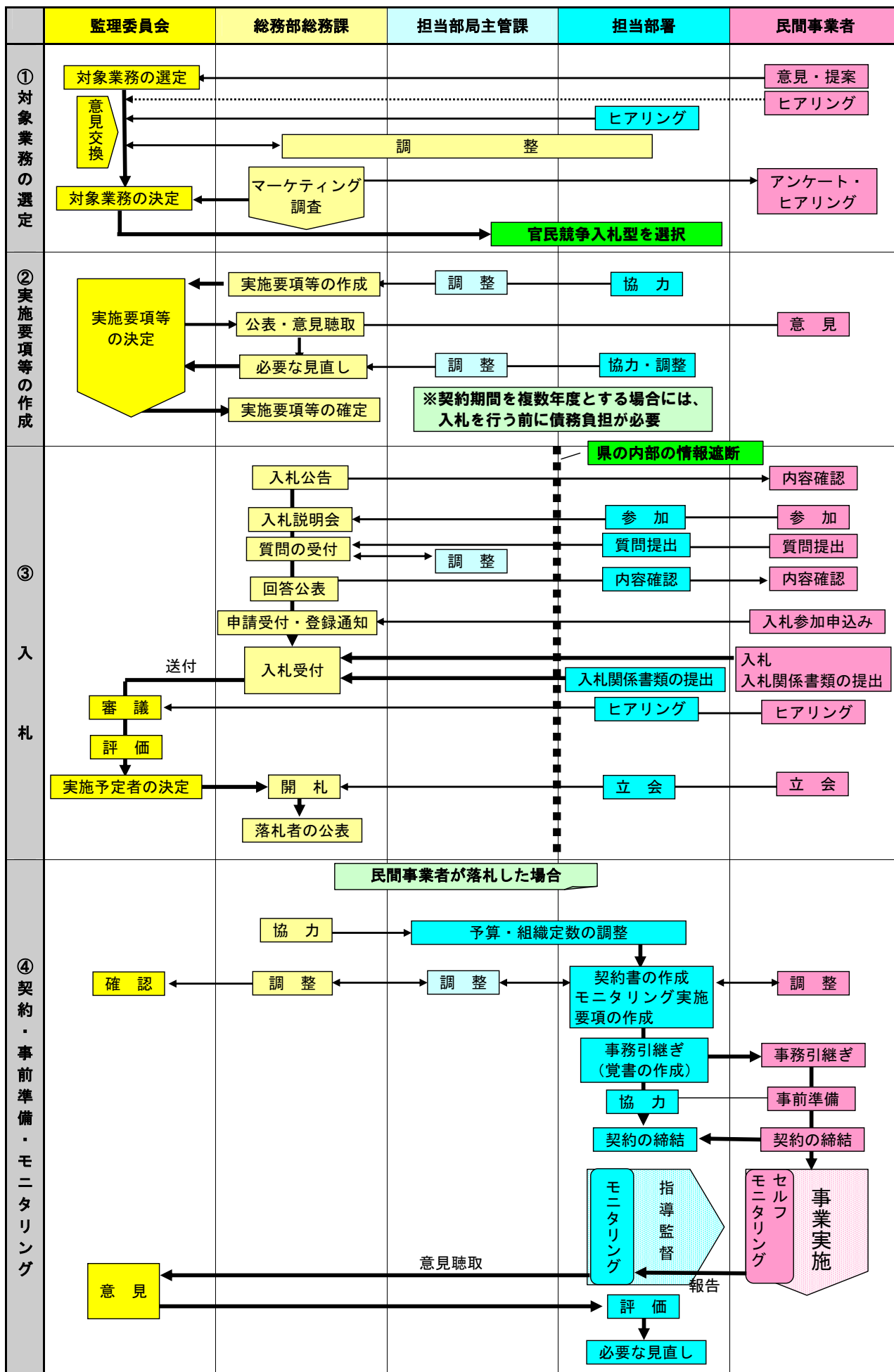
県（担当部署）が実施者	A、B	当面、県が引き続き業務実施。 ----- ただし、民間事業者が業務を担える能力が育ってきた時点で、改めて委託化を検討。
	C	業務の必要性を改めて検討。

18. 担当部署から不利益な取扱いを受けた場合の申し立て

民間事業者が業務実施する場合、委託者である担当部署から不当な指示等の不利益な取扱い（官民の公正な競争を阻害する場合に限る）を受けたときには、民間事業者は総務部総務課へ申し立てを行うことができる。

総務部総務課は、民間事業者からの申し立てを受けたときは、事実確認等の必要な措置を講ずるとともに、その結果について監理委員会に報告する。

あいち市場化テストのスキーム 1 (官民競争入札の例)



あいち市場化テストのスキーム2（民間競争入札（民間委託化）の例）

